

一般社団法人 ニセコプロモーションボード定款 運用細則

(目的)

第1条 この運用細則は、一般社団法人ニセコプロモーションボード定款（以下「定款」という。）第66条に基づき、一般社団法人ニセコプロモーションボード（以下「当会」という）の適切な運営を目的として定める。

(入会申込書)

第2条 定款第10条に定める入会申込書には、別記様式1に定めるとおりとする。

2 入会申込の内容に変更が生じた場合の届出書は、別記様式2に定めるものとする。

(各社員及び会員が負担すべき経費)

第3条 定款第11条第2項に定める年会費は、別表1に定めるとおりとする。

2 一度納入された経費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社及び退会の届出書)

第4条 定款第12条第2項に定める退社及び退会の届出書は、別記様式3に定めるとおりとする。

(社員及び会員名簿)

第5条 定款第15条に定める社員及び会員名簿は、別記様式4に定めるとおりとする。

(代表理事の業務分掌)

第6条 定款第29条第6項に定める代表理事の業務分掌は、別表2に定めるとおりとする。

(事務局)

第7条 定款第47条に基づき、事務局を置く。

2 事務局は、定款第68条に定める帳簿及び書類の管理をしなければならない。

3 事務局は、理事会及び業務執行役委員会の事務を分掌する。

4 事務局は、事務局長・事務局員で構成する。

5 事務局長は、理事会の議を経て統括業務執行理事が任命する。また、定款第43条第4項に基づき統括業務執行理事が事務局長を兼ねることができる。

6 事務局長は、社員に属していなければならない。ただし、必要があるときはこの限りではない。

7 事務局長を社員に属していない者をもって当てるときは、統括業務執行理事の専決事項として、報酬を払うことができる。

8 事務局員の任用及び報酬は、統括業務執行理事の専決事項とする。

9 事務局の運営に関する詳細は、統括業務執行理事の専決事項として、事務局運営細則を定める。

(運用細則)

第8条 この運用細則は、定款第37条第2号に基づき、理事会の議決を経て定める。また、運用細則の変更については、理事会の議決を経て変更することができる。

附則 この運用細則は、平成19年9月7日から施行する。

附則 この運用細則は、平成20年5月27日から施行する。

附則 この運用細則は、平成21年5月27日から施行する。

附則 この運用細則は、令和3年6月16日から施行する。

附則 この運用細則は、令和5年5月29日から施行する。

附則 この運用細則は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

運用細則第3条第1項 定款第11条第2項で定める年会費

1. 定款第9条 正会員の年会費

	旧	新
1.ニセコフリーパスポート協議会（NFP）参加会社4社計	1,200千円	2,850千円
2.スキー場事業者		
①索道保有数が10基以上のスキー場	900千円	900千円
②索道保有数が4基から9基のスキー場	650千円	650千円
③索道保有数が1基から3基のスキー場	400千円	400千円
3.民間事業者		
(1)大型ホテル事業者(現行加入組織とは別個で徴収)		
①収容人数200名以上	350千円	370千円
②収容人数150名以上200名未満	100千円	120千円
③収容人数150名未満	50千円	70千円
(2)コンドミニアム事業者(現行加入組織とは別個で徴収)		
①管理事業者		
a)各管理事業者	100千円	120千円
b)収容人員1名当り	2,000円	2,000円
②開発事業者		
a)各管理事業者	100千円	120千円
b)収容人員1名当り	2,000円	2,000円
(3)アウトドアガイド事業者		
①扱い人数15,000名以上	200千円	220千円
②扱い人数5,000名以上15,000名未満	100千円	120千円
③扱い人数5,000名未満	30千円	50千円
(4)ランドサービス事業者	100千円	80千円
(5)不動産仲介事業者	100千円	120千円
(6)一般事業者	30千円	35千円※

※令和3年6月16日の改定時に、個人資格（年会費10千円）の会員は、令和7年度より年会費35千円を適用。

2. 定款第11条 賛助会員の年会費

	旧	新
一般事業者	30千円	—
①資本金1億円以上	—	100千円
②資本金1億円未満	—	50千円

(別表2)

運用細則第6条 定款第29条第6項に定める代表理事の業務分掌

職名	業務分掌
業務代表理事	主として対外業務を担当する。(第29条第4項) 1. 当法人の総括に関する事。 2. 総合的な企画及び調整に関する事。 3. 各種事業活動に関する事。
総務代表理事	主として内部管理業務を担当する(第29条第5項) 1. 総務及び労務一般に関する事。 2. 財務及び税務に関する事。 3. 会計及び監査に関する事。

別記様式1 運用細則第2条第1項

FAX 0136-21-2553

一般社団法人プロモーションボード 御中

入会申込書

会員区分		
正会員	(希望参加 法人・個人	□)
賛助会員	法人・個人	□

下記のとおり（正会員・賛助会員）として入会を申込致します。

※法人は上段・個人は下段に御記入下さい。

申込日：西暦 年 月 日

【法人】

法人 代表 者名	フリガナ	姓(Family Name)	名(First Name)	性別 男・女	生年月日 年 月 日
	ローマ字				
	日本語				
ご住所		〒	フリガナ		
法人名	主たる 事務所 (本店)	フリガナ		業務内容	
	従たる 事務所 (支店)	フリガナ		業務内容	
ご連絡先		TEL ()		窓口所属名・担当者名	
		FAX ()			
		E-mail			

*ご連絡先は、通常連絡が可能な事務所の連絡先をご記入下さい。

【個人】

お名前	フリガナ	姓(Family Name)	名(First Name)	性別 男・女	生年月日 年 月 日
	ローマ字				
	日本語				
ご住所		〒	フリガナ		
お勤め先		フリガナ		業務内容	
ご連絡先		TEL ()	FAX ()		
		E-mail			

※お申込の氏名又は名称及び住所は、社員及び会員名簿に登録・公開致しますが、それ以外は内部情報として適正に管理いたします。

※ニセコプロモーションボード事務局記入欄

受付担当者	受付No.	登録日	発行会員No.	会員区分	
				正会員	
				賛助会員	法人・個人 □

入会内容変更届出書

記入日： 年 月 日

一般社団法人 ニセコプロモーションボード 御中

会員番号	
フリガナ 氏名又は名称	

㊟

変更項目	
変更の事由	
変更後の内容	

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

退社（退会）届出書

記入日： 年 月 日

一般社団法人 ニセコプロモーションボード 御中

会員番号	
フリガナ 氏名又は名称	

㊞

退社（退会） 年月日	年 月 日をもって、退社（退会）いたします。
退会の理由	

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※退社又は退会しようとする日の1か月以上前に届出してください。

別記様式4 運用規則第5条

社員及び会員名簿

受付 No.	登録日	発行会員 No.	会員区分	氏名又は名称	住 所

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

